

平成17年 4月18日

各 位

コーナン商事株式会社
代表取締役社長 疋田耕造
コード番号 7516 東証・大証 第1部

役員退職慰労金制度の廃止にともなうストックオプション（新株予約権） の発行に関するお知らせ

当社は、平成17年 4月18日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役および監査役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成17年 5月26日開催予定の当社第28期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は、経営改革の一環として年功序列色の強い役員退職慰労金制度を平成17年5月31日をもって廃止し、これに伴い、役員退職慰労金の過去積立未清算分につきましては、金銭での支給は行わず、当社の役員が当社を退任するまで、権利行使できないことを条件とし、権利行使価額を1株当たり1円に設定した新株予約権を無償で発行いたします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

本総会終結の時に在任する当社の取締役および当社の監査役（以下それぞれ「対象者」という。）に割当てる。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 118,600株を上限とする。

ただし、当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率
(調整後生じる1株未満の端株は切り捨てる。)

また、上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

(3) 発行する新株予約権の数

1,186個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の払込金額（以下「行使価額」という。）は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式の数に1円を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行日後に当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算定式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(6) 新株予約権の行使期間

平成17年6月1日から平成37年5月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使条件

①対象者は、新株予約権を割当てられた時に就任していた当社の役員（取締役又は監査役）を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、対象者は、対象者が上記の役員を辞任した日の翌日（「権利行使開始日」）から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。

②対象者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。

③対象者が死亡した場合、対象者の相続人のうち、対象者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該役員が死亡退任した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

①対象者が上記(7)に定める規定により、権利を行使することができなくなった場合には、当該対象者の有する新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(10) その他、新株予約権の発行に関する詳細については、新株予約権発行の取締役会決議により定める。

以上

(注) 上記の内容については、平成17年5月26日開催予定の当社第28期定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

この件に関するお問い合わせは、経理部IR広報室までお願いします。

TEL 072-274-1668